

大阪市立西中学校「学校安心ルール」(案)

生徒の皆さんへ

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、生徒の皆さんがしなければならないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的としています。
- 日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけて、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い学校」をめざしましょう。

	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束		<ul style="list-style-type: none"> ・しっかりと勉強しよう ・時間を守ろう 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルールを守ろう ・あいさつをしよう 	<ul style="list-style-type: none"> ・人に親切にしよう ・校内外を美しくしよう 	
皆さんが守るべき約束	<ul style="list-style-type: none"> ・授業時間におくれないようにしましょう ・授業のじゃまをしたり、授業に関係のない話をしたり、授業をさぼったりしないようにしましょう ・授業の妨害をしたり、テストのじゃまをしたり、学校をさぼったりしないようにしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・からかったり、ひやかしたり、無視したり、他人の嫌がるようなことはいないようにしよう ・仲間はずれにしたり、悪口やかげ口を言ったり、他人がこわがるようなことをしたりしないようにしましょう ・他人がいやがるようなことを無理やりさせたり、暴力をふるったり、物をこわしたりしないようにしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・先生の指導にしっかりと従うようにしましょう ・指導を素直に聞かなかったり、無視したりしないようにしましょう ・指導に対して反抗したりしないようにしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ・物を大切にしよう ・落書きしたり、他人や学校の物をかってに使ったりしないようにしましょう ・物をこわしたり、夜遅くまで出歩いたりしないようにしましょう ・法律に違反するようなことはしないようにしましょう 	<p>ルールが守れない場合は、一人ひとりの状況を十分に考えて、下記のような指導を行う場合があります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場で注意する ・家庭連絡をする ・個別指導する ・自己を振り返る活動をさせる ・一定期間の別室における個別指導及び学習指導をする ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う ・状況によっては個別指導教室を活用した指導を行う
備考	上記の内容よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、教育委員会と連携し、対応について協議します。				

※学校は生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断してまいります。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で丁寧な対応を心掛けていきます。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直し支援を行う場所です。

※「学校安心ルール」の内容や表記については、必要に応じて見直しを行い、変更する場合にはお知らせします。